

令和3年11月26日

教育保育施設等 施設長 各位

石垣市長 中山 義隆
〔公印省略〕

教育保育施設における対処方針について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

沖縄県内の新型コロナウイルス感染状況については、県独自措置終了後も県民一丸となった感染防止対策及びワクチン接種率の向上により新規陽性者数や療養者数の減少、医療提供体制の負担の改善傾向が確認できることから、警戒レベルが第1段階に引き下げられました。

本市としましては、これまでの市民の皆様の感染拡大防止対策の取組みにより、感染状況の改善が見られることから、12月以降については、急速な拡大の兆候等があれば再度措置の強化を行うことを前提として、これまでの感染防止の措置から緩やかな対処方針に移行させることといたします。

記

- 1 通知における適用期間 **令和3年12月1日（水）から当分の間**
- 2 保育施設等の運営について
 - (1) 通常運営となる施設
公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園、預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、児童館、こっこーま、子どもホッ！とステーション
 - (2) 保護者等が参加する保育行事（例：納涼祭り、運動会、交流会など、多くの人が集まるイベント）については、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
 - (3) 民間の教育保育施設においては、当通知による趣旨をご理解いただき、運営指針として取り扱って頂きますようお願いいたします。
- 3 **教育保育施設における保育運営のご協力について**
 - (1) 保育従事者に風邪症状（発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等）がみられるときや、同居の家族に風邪症状がみられるときは、症状が改善するまで出勤自粛をお願いします。

【裏面もあります】

4 保育従事者の郡外渡航について

(1) 郡外渡航は原則自粛として、急を要しやむを得ない郡外渡航となる場合は、事前に事業所へ旅行届（別添様式2）を提出して下さい。

(2) 帰島後に風邪症状があれば直ぐに、PCR検査又は抗原検査を受けるようにして、「陰性」が判定された後に登園（利用）して下さい。

(3) 帰島後（帰島日を1日目）から2週間は健康観察を徹底し、保育従事者及び同居の家族の者に発熱や咳、体調不良等がある場合は症状が改善するまで自宅待機をお願いします。

5 その他

(1) 上記1～4の取り扱いについては、今後、新型コロナウイルスの急速な拡大の兆候等があれば再度措置の強化を行います。

(2) 家庭内に濃厚接触者（親兄弟など）がいる場合、その家庭内の園児・児童は登園（利用）停止とする。ただし、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定された場合は、登園（利用）可とする。

(3) 国や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

(様式2) 施設職員用

旅 行 届

年 月 日

施設名：

園長

様

施設名

氏 名

印

私は、郡外に移動した場合の感染予防対策(注意事項)を遵守し、下記のとおり、旅行します。

記

1 旅 行 期 間

令和 年 月 日

令和 年 月 日 (日間)

2 旅 行 先

3 旅 行 の 理 由

4 滞在場所(連絡先)

5 行動(移動)計画

6 備 考